日・リトアニア租税条約

背　　景

- リトアニアからは、累次の機会にわたって租税条約の締結要望あり。
- G7諸国でリトアニアとの租税条約を締結していないのは日本のみ。
- リトアニアとの間で脱税・租税回避行為に対処するための二国間の枠組みが存在しない。

主な内容

◆ 二重課税の除去のため、投資先の国（源泉地国）が課税できる所得の範囲・限度税率等を確定

（1）企業の事業活動による利得（事業利得）（第7条）

進出先の国は、相手国企業に対して、恒久的施設（支店等）がなければ課税することができない。

（2）配当・利子・使用料に対する源泉地国での課税を制限（第10条～第12条）

	配当	利子	使用料
限度税率等	免税（個人以外受取） 10%（その他）	免税（個人以外受取） 10%（その他）	免税

（3）条約の規定に適合しない課税の解決のための相互協議手続（仲裁手続を含む）（第26条）

◆ 脱税・租税回避行為を防止するための規定を整備

（1）条約特典の濫用を防止するための規定を導入（第23条）

（2）脱税等の防止のための税務当局間での情報交換に関し、国際標準に即した規定を導入（第27条）

（3）相手国の租税債権の徴収について相互に支援を行うための規定を導入（第28条）

早期締結の必要性

● 上記の背景を踏まえ、早期に租税条約を締結し、課税範囲や限度税率についての法的安定性や予見可能性を高めることで両国間の投資・経済交流を促進するとともに、脱税・租税回避行為に対処するための枠組みを構築する必要性。

■人口：
285万人（2017年）

■一人あたりGDP：
14,893米ドル（2016年）

■在留邦人：
77人（2016年）

■進出日系企業：
18社（2016年）

■進出分野：
機械類、光学機器、たばこ等

（参考）

■ リトアニアは、日本を除くG7諸国、中国、韓国等約50か国との間で租税条約が発効済み。

■ 2007年5月に天皇皇后両陛下が御訪問。2012年2月にクビリウス首相が来日。2018年1月に安倍総理が訪問。

■ 2017年7月に署名（於ビリニュス）。